3　信用情報機関に加盟する協会員は、貸付けの契約(極度方式貸付けを除く。)の締結に先立ち、資金需要者等の支払能力を調査するため、信用情報機関を利用した場合には、資金需要者等の借入額及び返済の履行の状況等（以下、本節において「信用情報」という。)の調査の結果を記録し、これを保存しなければならない。

4　協会員は、信用情報機関の保有する信用情報が適切な途上審査を行う上で有用であることにかんがみ、資金需要者等との間で極度方式基本契約を締結している場合には、信用情報機関を利用して、概ね３ヶ月ごとにその信用情報を照会するよう努めなければならない。また、その調査結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、当該資金需要者等の協会員からの借入額の残高が30万円以下の場合は、この限りでない。

5　協会員は、前３項に規定する記録の保存にあたっては、当該貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた日までとする。

（個人信用情報機関の利用）

第24条　協会員は、資金需要者等の返済能力に関する情報を調査するために個人信用情報機関に加盟する場合、以下の各号に掲げる協会の指定する個人信用情報機関いずれか又は複数に加盟しなければならない。

⑴　株式会社シー・アイ・シー
⑵　株式会社シーシービー
⑶　全国銀行個人信用情報センター
⑷　株式会社日本信用情報機構

2　協会員は、前項に掲げる返済能力に関する情報の利用に際しては、以下の各号に掲げる利用目的に留意しなければならない。

⑴　この規則第23条第３項に基づき、貸付けの契約の締結に際し融資限度額の審査のために、支払能力の調査を目的として利用すること。
⑵　この規則第23条第４項に基づき、概ね３ヶ月ごとに途上審査を目的として利用すること。
⑶　債権の保全を目的として利用すること。

（目的外利用の禁止）

第25条　協会員は、この規則第23条第１項に定める個人信用情報機関を利用して得た情報を、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用してはならない。

2　前項により禁止される利用とは、例えば以下に掲げる行為をいう。

⑴　勧誘又は勧誘リストの作成を目的として個人信用情報を利用すること。また、勧誘リスト等に個人信用情報について記載等をすること。
⑵　事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で個人信用情報を取り扱うこと（個人信用情報機関に照会することを含む。）
⑶　従業員等の採用選考のために個人信用情報を取り扱うこと（個人信用情報機関に照会することを含む。）

3　協会員は、第１項に掲げる事項に留意するため、社内態勢構築に努めなければならない。

（返済能力の調査　―　収入額の確認による調査）

第26条　協会員は、資金需要者等から収入額を証明する書類（電磁的方法により作成されたものを含む、以下この条において同じ。)の提出を必要に応じて受けることは、適正な審査を行うにあたり重要な事項であることから、以下に掲げる場合（極度方式貸付けに係る場合を除く。)において、収入額（年収額、月収額を含む。)を徴求するなど資金需要者等からの収入額を検証する態勢を整備しなければならない。また、協会員は、第四条新貸金業法施行日（以下「完全施行日」という。)において、一定額以上の貸付け又は借入れを行っている債務者等に対し、収入額を証明する書類を取得し、年収額を確認しなければならないことにかんがみ、完全施行日までの期間においても必要に応じて収入額を証明する書類を取得する態勢構築に努めなければならない。

⑴　自社借入額が50万円を超える場合（50万円超を限度額とする極度方式基本契約を締結する場合含む。）
⑵　貸付けの契約の締結に際し、他社借入れを合わせ残高が150万円を超えることを確認した場合

2　前項の規定にかかわらず、信用情報機関に加盟していない協会員は、すべての貸付けの契約（極度方式貸付けを除く。)の締結について、当該契約の締結に先立って資金需要者等から所得を証明する書面の提出を受けなければならない。

3　協会員は、第１項及び第２項に規定する場合において、提出を受けた書面又は写しなどを、事後に確認できるよう、当該貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた日まで、これを保存しなければならない。

（人的担保を徴求して行う貸付け）

第27条　協会員は、保証人を付した貸付けの契約（極度方式貸付けを除く。)の締結に際し、保証人となろうとする者についても、収入、保有資産、家族構成、借入額その他の借入の状況及び返済状況等について調査した結果を記録し、当該貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた日まで、これを保存しなければならない。

2　法第16条の２においては、協会員が貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、同条第１項に規定する事前説明書面を保証契約締結までに交付しなければならないこととされているところであるが、協会員が保証人を立てさせて貸付けの契約（極度方式貸付けを除く。)を締結する場合には、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合における責任の内容を当該保証契約の保証人となろうとする者に十分に理解させるという観点から、当該書面の交付時期を保証契約締結日の前日までにしなければならない。

（保証会社を付して行う貸付け）

第28条　協会員が貸付けの契約（極度方式貸付けを除く。)を締結するにあたり、保証人として保証会社を付す場合、当該保証会社が十分な保証履行能力を有していることを資金需要者等に明示することが資金需要者保護の観点から必要と考えられる。このことから、協会員が保証会社を付すにあたり、当該保証会社が十分な保証履行能力を有していることを下記の例示により明示しなければならない。

〈指標の例〉

⑴　資本金
⑵　貸借対照表
⑶　損益計算書
⑷　その他当該保証会社が定める指標

〈明示方法の例〉

⑴　契約書への記載
⑵　別途パンフレット作成のうえ記載
⑶　ポスター
⑷　インターネット

（極度方式基本契約に係る返済期間の設定）

第29条　協会員は、資金需要者等との間で極度方式基本契約を締結する場合には、当該極度方式契約に基づく極度方式貸付けの返済が原則３年以内（ただし、極度額が30万円を超える場合には原則５年以内）に終了するようにしなければならない。ただし、極度額が100万円を超える場合において、返済能力その他の事情等にかんがみ、合理的理由がある場合には、この限りでない。

第２款　事業者向け貸付けに関する規則

（目的）

第30条　本款は、事業者向け貸付けについて、過剰貸付け防止等に関する規則の特例を定めるものである。

（法人、個人事業者又は事業性資金であることの確認）

第31条　協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本の提供又は提出を受けて法人の実態を確認しなければならない。また、資金需要者等が個人事業者である場合には、事業実績を証する書類（決算書、青色申告書、確定申告書、納税証明書等)、公的な営業許可証、又は届出書（写し含む。)の提供又は提出を受けて事業の実態を確認しなければならない。

2　協会員は、資金需要者等が起業して１年に満たない個人事業者である場合には、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等の提供又は提出、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。

3　協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書の提供又は提出を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。

（返済能力の確認）

第32条　協会員は、法人事業者又は個人事業者との間で貸付けに係る契約を締結する場合には、事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。